

多賀城市長 菊地 健次郎 殿

多賀城市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 石 川 雅 美

多賀城市情報公開条例第18条第1項に基づく諮問について（答申）

平成23年10月14日付け総務第1300号による諮問について、以下のとおり答申します。

1 審査会の結論

平成23年7月29日付け駅周第67号により多賀城市長が行った公文書の存否を明らかにしない決定は相当である。

2 不服申立て及び審査の経緯

- (1) 不服申立人〇〇〇〇（以下「不服申立人」という。）は、平成23年7月15日に多賀城市情報公開条例（平成10年多賀城市条例第22号。以下「条例」という。）に基づき、平成19年8月10日に多賀城駅周辺土地区画整理事業区域内の地権者、〇〇〇〇から多賀城市長に提出された仮換地変更願及び平成19年3月20日に地権者、〇〇〇〇から多賀城市長に提出された仮換地変更願を公開するよう請求した。
- (2) これに対し、多賀城市長は、平成23年7月29日、上記(1)の請求に対し、仮換地変更願の提出の有無自体が、市が行う交渉、渉外等に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公にすることにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあり、仮換地変更願の存否を答えること自体、条例第7条第7号に規定する非開示情報を開示することとなるため、条例第11条第2項の規定により公文書の存否を明らかにしない決定（以下「存否応答拒否決定」という。）を行った。
- (3) 上記(2)の存否応答拒否決定に対し、不服申立人は平成23年8月8日付けで異議申立書を提出したが、その内容が仙塩広域都市計画事業多賀城駅周辺土地区画整理審議会（以下「審議会」という。）に対する異議について述べており、当該存否応答拒否決定に対する異議申立てについての趣旨及び理由を明確に記載していなかったことから、多賀城市長は、不服申立人に対し、これらを明確に記載するよう、平成23年9月8日付け多賀城市指令第117号により補正命令を行った。
- (4) 上記(3)の補正命令に対し、不服申立人から平成23年9月15日付けで補正書が提出された。
- (5) 多賀城市長は、上記(4)の補正書を受理し、平成23年10月14日付け総務第1300号により、本件不服申立てに係る上記(2)の存否応答拒否決定の相当性について、当審査会に諮問した。

- (6) 当審査会は本件諮問に対し、平成23年10月26日に審査会を開催し、実施機関から提出された本件諮問書、不服申立人の開示請求書、同請求書に対する公文書の存否を明らかにしない決定通知書、不服申立人の異議申立書、同申立書に対する補正命令書、同命令書に対する補正書その他の参考資料（以下これらを「本件提出資料」という。）を検証し、さらに実施機関の担当者から説明を受けた。
- (7) 上記検討及び説明に基づき、当審査会において本答申書を策定した。
- (8) なお、事前に不服申立人に対し、口頭意見陳述をするか否か、異議申立書以外に書面等を提出するか否かを確認したところ、不服申立人からは口頭意見陳述の申出及びさらなる書面等の提出はしない旨の回答があった。

3 当審査会の判断

(1) 条例第7条第7号の非開示情報について

ア 仙塩広域都市計画事業多賀城駅周辺土地区画整理審議会の会議及び議事録の開示・非開示に関する判断基準（以下「判断基準」という。）によれば、仮換地処分の変更については換地設計に関する事項に該当するものであり、換地設計に関する会議については非公開とし、議事録の換地設計に関する部分については非開示とする取扱いとしている。

イ これを踏まえ、実施機関が換地設計に関する公文書を条例第7条第7号の非開示情報とした点について検証すると、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第87条によれば、換地後の位置関係を設定するものとして換地計画に換地設計を定めなければならないが、仙塩広域都市計画事業多賀城駅周辺土地区画整理事業（以下「駅周辺事業」という。）の施行者である多賀城市は、各権利者からの申出や希望等を考慮し、各権利者との交渉を重ね、利害を調整していくことによって換地設計を定めていく方法をとっている。

ウ 現在、多賀城市が各権利者の意向になるべく沿うよう利害を調整している中であって、条例に基づく公文書の開示請求により、換地の位置や形状に関する各権利者の意見や交渉過程などが開示されることとなれば、権利者間で利害が発生する部分において、換地設計に関する当該権利者の情報が知れるところとなり、同市がこれまでに行ってきた駅周辺事業が瓦解する可能性があるものと思料される。

エ したがって、実施機関が仮換地変更願を条例第7条第7号に規定する非開示情報に該当すると判断したことは、一定の合理性があり、妥当である。

(2) 条例第10条第1項の規定による公文書の存否を明らかにしない決定について

ア 条例第10条第1項によれば、開示請求者に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができるとしている。

イ 公文書の開示請求がされた場合、実施機関は、当該請求に対し非開示決定を行うときでも、公文書開示請求の対象となっている公文書の存在を明らかにした上で非開示決定をするのが原則である。すなわち、公文書開示請求の対象となっている公文書が存在する場合には、非開示情報に該当しない部分については開示決定をし、非開示情報に該当する部分については理由を示して非開示決定をする。そして、公文書開示請求の対象となる公文書が存在しない場合には、公文書不存在決定をすることとなる。

ウ しかしながら、公文書開示請求に対し、非開示情報は存在するが非開示決定とする又は当該公文書が存在しないと回答するだけで、非開示情報の規定により保護すべき利益が害されることとなる場合がある。例えば、ある者が行ったある個人の転居届の開示請求に対し、実施機関が非開示決定をした場合、転居届の内容は開示されないが、転居をしたという事実については明らかとなる。

エ 条例第10条第1項は、実施機関は、こうした非開示情報の存否自体を明らかにしないで開示請求を拒否できると規定している。そして、特定の者又は特定の事項を名指しして公文書の開示請求をした場合には、存否応答拒否決定が必要な場合があり得る。

オ このことを踏まえ、今回、不服申立人の行った個人及び法人の仮換地変更願の開示請求に対し、実施機関が存否応答拒否決定をすべきものであったかどうかを検証する必要がある。

カ 仮換地変更願が条例第7条第7号に規定する非開示情報であることは(1)で述べた。仮に仮換地変更願を非開示決定することになれば、その個人又は法人が仮換地変更願を多賀城市に提出したことが明らかとなり、(1)のイでも述べたとおり、権利者間で利害が発生する部分において、換地設計に関する当該権利者の情報が知れるところとなり、多賀城市がこれまでに行ってきた駅周辺事業が瓦解する可能性があるものと思料される。

キ よって、異議申立人の公文書開示請求に対し、多賀城市長が存否応答拒否決定をしたことについては、一定の合理性があり、相当である。

(3) よって、前記1記載のとおり、答申する。

4 付言

なお、審議会における個人情報の取り扱いについて付言する。

本件諮問に係る審査の過程において、不服申立人が異議申立書に記載していた情報は、当該審議会委員の職に就いたことにより知り得た情報であり、判断基準等によれば、外部に漏らしてはならない情報であったことが認められた。

したがって、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るために設置される当審査会としては、前述の事実を看過できないものとして、今後、このようなことがないよう、審議会の委員における個人情報の取り扱いについて、十分指導するよう求める。

以上